

注 記

1 重要な会計方針

（１）引当金の計上基準及び算定方法

① 賞与等引当金

翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

（２）資金収支計算書における資金の範囲

手許現金及び要求払預金としています。なお、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

（３）その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 各構成団体から支払われた負担金のうち、構成団体の将来の退職手当の支給に充てられる分を「退職手当準備金」として負債に計上しています。

② 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。

2 重要な後発事象

該当事項ありません。

3 偶発債務

該当事項ありません。

4 追加情報

（１）財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 対象範囲（対象とする会計名）

一般会計

非常勤職員公務災害補償特別会計

② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

一般会計等と普通会計の対象範囲は同じです。

③ 地方自治法第 235 条の 5 の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。

(2) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

貸借対照表の純資産における固定資産等形成分とは、資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上しています。また、余剰分（不足分）とは、費消可能な資源の蓄積（原則として金銭）をいい、純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(3) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支

業務活動収支	2,027,555	千円
支払利息支出	－	千円
投資活動収支	△4,223,843	千円
基金積立支出	4,223,843	千円
基金取崩収入(△)	－	千円
基礎的財政収支	2,027,555	千円

② 既存の決算情報との関連性

（単位：千円）

	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書	5,977,413	5,892,899
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	15,295	12,473
繰越金に伴う差額	△10	－
歳計剰余金の処分による基金繰入額	－	2,287,090
内部取引消去	△7,426	△7,426
資金収支計算書	5,985,272	8,185,036

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（非常勤職員公務災害補償特別会計）の分だけ相違します。

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないためその分だけ相違します。

歳入歳出決算書では決算上生じた剰余金の処分による基金繰入額は支出として計上しませんが、公会計では支出として計上するためその分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	2,027,555 千円
退職手当準備金の増減額	△4,223,843 千円
賞与等引当金の増減額	△664 千円
その他	－千円
純資産変動計算書の本年度差額	△2,196,952 千円

④ 一時借入金の状況

一時借入金の借り入れはありません。

以上